

## 東与賀の 中村集落 富農組合が 農林水産大臣賞 を受賞!!



【皇太子さまを前に表彰】

### 問い合わせ

東与賀支所 産業振興課 農政係 ☎45-1022 FAX45-8023

アパートや借家を退去したが、「敷金の精算内容に納得がいかない」「高額な修理代を請求された」など、賃貸住宅退去時の原状回復や敷金返還に関する相談が多く寄せられています。

#### ●退去時の注意点は?

- 家主や不動産業者の立会いを求める。
- 汚れ、破損の有無を確認する。
- 入居者の修繕義務の有無、範囲を契約に基づいて話し合つ。
- 合意した内容を記録に残す。
- 部屋の状況を写真などで記録する。
- 修繕費用の請求を受けたら、明細書などで確認してから支払つ。

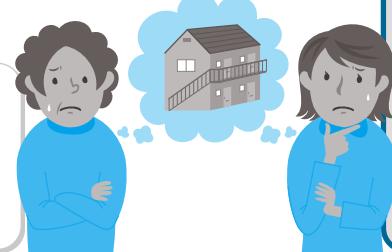
#### ●トラブルになつたときは?

- 家主や不動産業者に修繕費用の明細について説明を求める。
- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」などを参考にして家主や不動産業者と話し合つ。
- 納得できない場合は、敷金の返還を内容証明などで申し出る。
- 話し合いで解決できない場合は、简易裁判所の「調停」や「少額訴訟」の申し立てを検討する。
- 対応に困ったときは、ご相談ください。

### 問い合わせ

佐賀市消費者センター(アイ・スクエアビル4階 駅前中央一丁目)  
☎40-7087(平日 9時~16時) FAX40-2050

※面談による相談をご希望の方は、事前にご予約ください。



**佐賀市消費者センターです!**  
**敷金返還トラブルに遭わないために**

## 「すべての人のために」 あなたの**人権**わたしの**人権**

「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人が障がいのない人ととも共生し、人として当たり前の生活を送ることができる社会こそが正常であるとする考え方です。

障がいを特別視することなく、すべての人に利用しやすい街づくりや物づくりを推進することが、ノーマライゼーションの理念を実現することにつながります。

私たちの身の回りには、障がいのある人にとっては様々な「障壁」(バリア)になることがあります。このような障壁は、ノーマライゼーションの実現を妨げる大きな要因となります。

障がいのある人にとっての様々な障壁を取り除き、自立や社会参加をしやすくなるように整えることが「バリアフリー」です。

この考え方を「歩進めたものが「ユーバーサル」という考え方です。障がいのある人だけではなく、「すべての人のために」という考え方です。

障がいのある人や高齢者、子ども、病をかかえる人も含め、すべての人に、使いやすく、安全でわかりやすいことを考慮したデザインを「ユーバーサル・デザイン」といいます。障壁をなくす取り組みがバリアフリーですが、ユーバーサル・デザインは、障壁を作らないという発想から、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、生活関連用品、建物、交通機関、環境などをデザインしようと取り組みです。

しかし、共生社会実現のために一番必要なことは、私たち一人ひとりの「心のバリアフリー(心の壁を取り除くこと)」だと思いまます。(社会同和教育指導員・内田)

### 問い合わせ

本庁 人権・同和政策課  
人権啓発係(ほほえみ館内) ☎40-7367 FAX34-4549